

# 実務研究

日本税務会計学会  
平成18年11月 月次研究会



豊田 晴彦 [麻布]

## わが国企業の内部統制の行方を考える —内部統制は何のためのものなのか?—

### はじめに

昨年は、日本版SOX法(金融商品取引法)が少々話題になり、内部統制をテーマにした研修の案内や資料を目にした機会も多かった。SOX法後発のわが国では、内部統制はいよいよこれから本番であるが、他方で、本場にこれら内部

統制の充実が図られるのであろうかとの疑問の声もある。以下、日本情報処理開発協会の報告も交えて、わが国企業の内部統制の行方をコンプライアンス(法令遵守)とともに考えてみる。

### Ⅰ 米国の現状

SOX法先発の米国の現状をまとめると次の通りである。

エンロン破綻とその後のたび重なる企業の破綻や疑惑の発覚で、投資家からの企業会計に対する不信感が広がり下落していった米国株は、ワールドコム疑惑の発覚で遂に同時多発テロ事件発生直後の値まで下落してしまっただけであったが、SOX法の施行により、一時的な値動きはあれ、何とかさらなる下落は食い止められ、その後は上昇に転じて行った。

この問題では、米国内産業界が「過大な作業による過大な報酬を支払わされた」と非難するところ、SEC(米国証券取引委員会)は、2005年5月16日に「404条の要求事項が内部統制についてのさらなる注意につながったことを認識したが、不必要な実装コストの削減が必要である」とのコメントを出し、また、PCAOB(公開会社会計監視委員会)も、同年11月30日に内部統制に関する初年度監査の実態調査で「監査人によっては非効率で有効でない監査作業が行われ、改善の余地がある」と報告してい

る。これをどう捉えるべきか。IT業界が儲け目当てに対応企業に、不必要なシステムを装させたという点でであろうか。同様に外部監査人が内部統制監査に不必要に時間を費やし、この報酬を対応企業に請求したということであろうか。これらも多少は考えられるところではあるが、何より原因は内部統制の第一義的な目的を適正な財務諸表

の担保に置きながらも、たとえ財務諸表が適正であっても、内部統制に問題があれば担当役員の首が飛ぶという新しいルールを手探りで始めたところにある。しかるに、その後、株価も落ち着いたので、次の選挙のことも考えると、産業界からの非難と悲鳴に耳を傾けて、運用レベルで企業の負担を軽減しようということであろう。

### Ⅱ わが国の現状

これに対して、SOX法後発のわが国では、既に金融庁の指針で、本法の求める内部統制の範囲を財務諸表に影響を与える範囲としているので、これを受け

と聞くが、これに対しては、既に、私見しながらも「金融庁は、これをもっと広く捉えている。」との同庁職員の発言がある。出発の時点からして、業界からの強い要望により実施が延期されたと言われているが、わが国でも、さらに運用レベルの問題(引締めか?緩和か?)で業界と官界、そして政界の綱引きが必至である。

### Ⅲ 内部統制の必要性とコンプライアンス

#### 1、内部統制の目的

金融庁も、企業の内部統制が単に適正な財務諸表の担保のためだけにあるのではなく、内部統制がひたすら投資家のために行われるものではないことを謳っている。が、財務諸表に影響を与える範囲外のことについては管轄外のことであり、金融庁としてはそこまで言うことである。

だが、本来的に内部統制は役所の所轄とは関係がない。企業が社会に大きく影響を与える一員である以上、内部統制は、企業のコンプライアンスの担保として、消費者や一般市民のためにも機能されなければならない。たとえ財務諸表が適正であっても、我々は、その会社の腐った牛乳を飲んで死にたくはないし、虚

偽表示で得体の知れない肉を喰わされてはかなわないのである。

#### 2、企業の不祥事

金融庁主導の内部統制法制化に影響を与えたとされている企業の不祥事やその後の同種の事件には次のようなものがある。

- 旧大和銀行の不正取引事件(1995年) 米国債の売買による11億ドルの損失とその隠蔽工作事件
- 神戸製鋼所の利益供与事件(1999年) 総会屋に対しての2億円の利益供与事件
- 西武鉄道の不正開示事件(2004年) 上場維持のための親会社(コクド)の株式保有率の虚偽記載の株式保有率の虚偽記載事件
- アソシエイト・テクノロジの粉飾決算事件(2004年)
- カネホウの粉飾決算事件(2004年)
- ライブドアの粉飾決算・証券取引法違反事件(2006年)

他方、金融庁管轄外の企業不祥事には次のようなものがある。

- 雪印乳業の中毒事件(2000年) 中毒患者が出て発覚した事件
- 雪印食品、日本ハムの食肉偽装事件(2002年) 内部告発により発覚した事件
- パロマ工業のガス湯沸器不正改造による一酸化炭素中毒事件(2006年)

● 不二家の製品期限表示問題(2007年)(注 JAS法違反ではありません)

#### 3、内部統制の法制化

一方、企業の不祥事に対する内部統制法制化の動きは、次のとおりであった。

- 2003年1月 内閣府の公益通報者保護制度検討委員会での検討開始
- 2004年6月 公益通報者保護法が成立(2006年4月施行)
- 2005年1月 金融庁の企業会計審議会に内部統制部会を設置
- 2005年6月 会社法が成立(2006年5月施行)
- 2006年6月 金融商品取引法が成立(2008年4月1日以降に開始する事業年度から内部統制報告書の提出を義務付け)

本法には罰則規定はないが、事業者が適切に対応しない場合には、当然のこととして行政機関やマスコミなど外部機関へ告発されることなどが想定され、その点で、事業者のコンプライアンスとその他の内部統制を間接的に促進させるものと言える。なお、内閣府が法律の施行に伴って作成した「公益通報者保護法に関する民間事業者向けガイドライン」により内容が補強されており、その内容は次のとおりである。

①通報の対象  
事業者による国民の生命、身体、財産に関する法令違反や法令違反がまさに生じようとしている場合

②事業者が求められること  
通報窓口を整備すること

③通報者保護の要件  
勤務先企業などへの通報については、「思う」だけ

④通報者保護の要件  
個人情報の保護

⑤通報者保護の要件  
「通報は正義」の時代、

⑥通報者保護の要件  
もろもろの不祥事をいよいよ隠し切れなくなつてテレビカメラの前で陳謝するよ

⑦通報者保護の要件  
うな企業に繁栄はない。

⑧通報者保護の要件  
今、企業は内部統制を確立

⑨通報者保護の要件  
し、業務が相互に牽制される

⑩通報者保護の要件  
る仕組みを作る必要に迫ら

⑪通報者保護の要件  
れている。これは単に適正

⑫通報者保護の要件  
な財務諸表作成のためだけ

⑬通報者保護の要件  
ではない。そして、金融商

⑭通報者保護の要件  
の場合でも適用される。

⑮通報者保護の要件  
・監督官庁などの行政機関

⑯通報者保護の要件  
への通報については、客

⑰通報者保護の要件  
観的な証拠が必要であ

⑱通報者保護の要件  
る。

⑳通報者保護の要件  
・マスコミ、消費者団体の

㉑通報者保護の要件  
などの第三者機関への通報

㉒通報者保護の要件  
については、勤務先企業

㉓通報者保護の要件  
などに通報しても20日以

㉔通報者保護の要件  
内に対応しない場合や組

㉕通報者保護の要件  
織的な証拠隠滅の恐れのある

㉖通報者保護の要件  
場合、危急の場合に適用

㉗通報者保護の要件  
される。

㉘通報者保護の要件  
これまで、職場での労働

㉙通報者保護の要件  
基準法違反や著作権法違反

㉚通報者保護の要件  
であるコンピュータプログラ

㉛通報者保護の要件  
ムの不正コピーなどは、

㉜通報者保護の要件  
退職した従業員からの腹い

㉝通報者保護の要件  
せ・仕返しの通報によるも

㉞通報者保護の要件  
のが多かったと聞いている

㉟通報者保護の要件  
る。しかしながら、今や通

㊱通報者保護の要件  
報は社会正義であり、本法

により保護されるべきものである。となると、これからは在職従業員などからの通報も増えて行くことは間違いない。内部からの情報提供なので、経営者の「知りませんでした。」は通用しないのである。

品取引法がまったく無縁な我々の関与先も、公益通報者保護法には無縁ではない。今後はタックス・コンプライアンスと同様にそれ以外のコンプライアンスもますます重要であり、企業は、その担保として内部統制を機能させて行かなければならないのである。